

別表1 水質基準及び検査頻度一覧表

区分	No.	基準	定期の水質検査の頻度及び項目(浄水受水)							定期の水質検査の頻度及び項目(深井戸)				
			おおむね月1回以上		おおむね3ヶ月に1回以上					おおむね月1回以上		おおむね3ヶ月に1回以上		
健康に関する項目	1 一般細菌	100個/ml以下	◎							◎				
	2 大腸菌	検出されないこと	◎							◎				
	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下				○								○
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下				○								○
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下				○								○
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下					●							○
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下				○								○
	8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下					●							○
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下						△						○
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下			◎							◎		
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下						△						○
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下				○								○
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下				○								○
	14 四塩化炭素	0.002mg/l以下				○								○
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下				○								○
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				○								○
	17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下				○								○
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				○								○
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下				○								○
	20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	0.00005mg/l以下						▲						○
	21 ベンゼン	0.01mg/l以下				○								○
	22 塩素酸	0.6mg/l以下			◎							◎		
	23 クロロ酢酸	0.02mg/l以下			◎							◎		
	24 クロロホルム	0.06mg/l以下			◎							◎		
	25 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下			◎							◎		
	26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下			◎							◎		
	27 臭素酸	0.01mg/l以下			◎							◎		
	28 総トリハロメタン	0.1mg/l以下			◎							◎		
	29 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下			◎							◎		
	30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下			◎							◎		
	31 ブロモホルム	0.09mg/l以下			◎							◎		
	32 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下			◎							◎		
性状に関する項目	33 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下					●							○
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下					●							○
	35 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下					●							○
	36 銅及びその化合物	1.0mg/l以下					●							○
	37 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下				○								○
	38 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下				○								○
	39 塩化物イオン	200mg/l以下		◎						◎				
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下				○								○
	41 蒸発残留物	500mg/l以下				○								○
	42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下				○								○
	43 ジェオスミン	0.00001mg/l以下				○					△			
	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下				○					△			
	45 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下				○								○
	46 フェノール類	0.005mg/l以下				○								○
	47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下		◎						◎				
	48 pH値	5.8以上8.6以下		◎						◎				
	49 味	異常でないこと		◎						◎				
	50 臭気	異常でないこと		◎						◎				
	51 色度	5度以下		◎						◎				
	52 濁度	2度以下		◎						◎				

注: 深井戸のフェノールについては、改正前の検査方法では基準値以下の値が確認できないことから、改正後の方法により測定した結果から頻度を決定する。
 また、深井戸の非イオン界面活性剤については、定量下限値以下の検査結果により頻度を減じることができる。